

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	総合政策課	整理番号	1-1
許認可等の種類	事業の準備のための立入の許可			
根拠法令条例等・条項	土地収用法第11条第1項			
許認可等の概要	事業の準備のために他人の占有する土地に立入って測量又は調査をする必要がある場合の許可			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>(1)立入の許可申請があった事業が土地収用法第3条各号の一に掲げる事業に該当すること。(形式的に土地収用法第3条各号に該当していれば足り、具体的に土地収用法第20条の各号の要件を満たしている必要はない。)</p> <p>(2)許可申請者が土地収用法第8条第1項に定義される起業者であること。(①事業の施行に先立って行政庁の許可等の手続が必要な場合に、この許可等を受けていなくてもよいが、学校法人や社会福祉法人等については、設立の許可手続がなされていること、②代理人の申請による場合は代理権限証書が添付されていること。)</p> <p>(3)土地収用法第3条各号の一に掲げる事業の準備のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査をする必要があること。(事業のために土地の収用又は使用を必要とすること。したがって、単に官民境界設定の調査のための立入りは本条の適用はない。)</p> <p>(4)申請書、添付書類及び図面等により、立ち入ろうとする土地の区域及び期間が明確にされており、その区域及び期間が当該事業の準備のために必要な範囲内であること。</p>			
基準の制定根拠	行政手続法の施行に伴う土地収用法に基づく事業認定等に関する事務の運用上の留意事項について(平成6年9月28日建設省経収発第191号)「申請に対する処分に関する審査基準の指針(別添2)」に準拠			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	2週間			
期間の制定根拠	行政手続法の施行に伴う土地収用法に基づく事業認定等に関する事務の運用上の留意事項について(平成6年9月28日建設省経収発第191号)「土地収用法における標準処理期間の運用状況の調査の結果について(別添3)」に準拠			